都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について

標記の平成24年3月30日付け障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	改 正 前
障発 0330 第 22 号	障発 0330 第 22 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障発 0329 第 15 号	一部改正 障 発 0329 第 15 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障発 0331 第 53 号	一部改正 障 発 0331 第 53 号
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障発 0331 第 22 号	
平成 27 年 3 月 31 日	
都道府県知事	都 道 府 県 知 事
各 指定都市市長 殿	各 指定都市市長 殿
中核市市長	中核市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

## 改正後

律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する 基準について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)第51条の24第1項及び第2項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。)については、平成24年3月13日厚生労働省令第28号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 (略)

第二 指定計画相談支援に関する基準

1 (略)

2 運営に関する基準

(1)~(10) (略)

(11)(1)~(8) (略)

⑨ サービス等利用計画案の作成(第二項第七号)

## 改正前

律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する 基準について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)第51条の24第1項及び第2項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。)については、平成24年3月13日厚生労働省令第28号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 (略)

第二 指定計画相談支援に関する基準

1 (略)

2 運営に関する基準

(1)~(10) (略)

(11)①~⑧ (略)

⑨ サービス等利用計画案の作成 (第二項第七号)

## 改正後

相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。

なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。

①~① (略)

(12)~(25) (略)

## 改正前

相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。

なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に<u>盛り込み、</u>当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。

⑩~⑩ (略)

(12)~(25) (略)